

資料名：実施方針

頁 (旧)	旧（令和7年6月30日公表）	新
4	第1章 1.（10）事業スケジュール（予定） 令和10年6月 新築住宅竣工	第1章 1.（10）事業スケジュール（予定） <u>令和10年5月31日</u> 新築住宅竣工
7	第2章 1.（2） 3） 審査結果及び評価の公表 なお、優先交渉権者が優先交渉権者決定時から事業契約締結時まで、 <u>上記2.（2）及び（3）</u> を欠く事態が生じた場合は、事業契約を締結しないことがある。	第2章 1.（2） 3） 審査結果及び評価の公表 なお、優先交渉権者が優先交渉権者決定時から事業契約締結時まで、 <u>3.（2）及び（3）</u> を欠く事態が生じた場合は、事業契約を締結しないことがある。
9	第2章 3.（1）応募者の構成 応募者は、新築住宅の設計に当たる者（以下「設計企業」という。）、新築住宅の工事監理に当たる者（以下「工事監理企業」という。）、新築住宅の建設に当たる者（以下「建設企業」という。）、新築住宅の維持管理に当たる者（以下「維持管理企業」という。）、 <u>既存住宅および新築住宅における移転支援に当たる者（以下「移転支援企業」という。）</u> 、本事業に必要な資金調達に当たる者（以下「資金調達企業」という）等（以下、これらの企業を総称して「構成企業」という。）で構成されるものとし、本事業の実施に足る資金及び経営マネジメント体制を備えた単独の企業又は複数の企業によるグループとする。	第2章 3.（1）応募者の構成 応募者は、新築住宅の設計に当たる者（以下「設計企業」という。）、新築住宅の工事監理に当たる者（以下「工事監理企業」という。）、新築住宅の建設に当たる者（以下「建設企業」という。）、新築住宅の維持管理に当たる者（以下「維持管理企業」という。）、 <u>既存住宅および新築住宅における移転支援に当たる者（以下「移転支援企業」という。）等</u> （以下、これらの企業を総称して「構成企業」という。）で構成されるものとし、本事業の実施に足る資金及び経営マネジメント体制を備えた単独の企業又は複数の企業によるグループとする。
20	第8章 1. 議会の議決 町は、債務負担行為の設定に関する議案を、 <u>令和6年12月</u> の大豊町定例議会に提出する予定である。	第8章 1. 議会の議決 町は、債務負担行為の設定に関する議案を、 <u>令和7年9月</u> の大豊町定例議会に提出する予定である。

資料名：要求水準書（住宅等整備編）（案）

頁 (旧)	旧（令和7年6月30日公表）	新
1	第1 2 事業の目的 大豊町への移住定住希望者からは、通勤の利便性の高さから大豊町の中心エリアである川口南地区への居住を希望する声が多い。しかし、当該地区における町営住宅の多くは、低所得者を対象とした公営住宅であり、単身者や一定の所得がある若者世帯を対象とした町営住宅は <u>ほとんど所在しない</u> 。	第1 2 事業の目的 大豊町への移住定住希望者からは、通勤の利便性の高さから大豊町の中心エリアである川口南地区への居住を希望する声が多い。しかし、当該地区における町営住宅の多くは、低所得者を対象とした公営住宅であり、単身者や一定の所得がある若者世帯を対象とした町営住宅は <u>ほとんどない</u> 。
7	第2 4 参考仕様書・参考基準 ※以上の参考基準等の解釈や参考基準等間の解釈に関して疑義が生じた場合は、別途、 <u>村</u> と協議の上、適用について決定する。	第2 4 参考仕様書・参考基準 ※以上の参考基準等の解釈や参考基準等間の解釈に関して疑義が生じた場合は、別途、 <u>町</u> と協議の上、適用について決定する。

大豊町住宅再編整備事業 実施方針等の修正（第1回） 新旧対照表（令和7年7月4日）

10	第3 3（2）地元企業の活用・地域経済の活性化 業務の実施にあたっては、地域に根ざした協力業者の積極的な起用や、 <u>超在住者</u> の雇用等により、地域経済の活性化に努めること。	第3 3（2）地元企業の活用・地域経済の活性化 業務の実施にあたっては、地域に根ざした協力業者の積極的な起用や、 <u>町在住者</u> の雇用等により、地域経済の活性化に努めること。
11	第3 4 事業期間 維持管理業務以外のすべての業務を <u>令和9年3月31日</u> までに完了させること。	第3 4 事業期間 維持管理業務以外のすべての業務を <u>令和10年5月31日</u> までに完了させること。

資料名：要求水準書（住宅等整備編）（案） 別紙1 新築住宅設計要領

頁 (旧)	旧 （令和7年6月30日公表）	新
3	P S 内には、電気、 <u>ガス</u> 、水道のメーターを設け、土間には水が廊下側に流れる勾配を確保する。	P S 内には、電気、 <u>ガス（ガス設備を設置する場合）</u> 、水道のメーターを設け、土間には水が廊下側に流れる勾配を確保する。
5	調理器具の熱源を <u>ガス</u> とし、コンロ台付近に <u>露出型ガス</u> コンセントを1個設置する。	調理器具の熱源を <u>ガス又は電気</u> とし、コンロ台付近に <u>ガス又は電気</u> コンセントを1個設置する。
9	ガス漏れ警報器を採用するガス種別に応じて設置する。	<u>ガス器具を設置する場合は</u> ガス漏れ警報器を採用するガス種別に応じて設置する。
9	住戸への給水は、各戸のP S に量水器及びガスメーターを設置する。	住戸への給水は、各戸のP S に量水器を設置する。

資料名：要求水準書（入居者移転支援編）（案）

頁 (旧)	旧 （令和7年6月30日公表）	新
目次	目次 [別途資料] 別紙1：入居者等の情報 別紙2：移転手続きに使用する様式集 別紙4－1 町営住宅入居申込書（町様式第1号） 別紙4－2 収入申告書（町様式第7号） 別紙4－3 入居指定日通知書（町様式第6号） 別紙4－4 町営住宅入居決定通知書（町様式第2号） 別紙4－5 誓約書（町様式第3号） 別紙4－6 家賃通知書（町様式第8号）	目次 [別途資料] <u>添付資料1 事業用地付近見取図</u> 別紙1：入居者等の情報 別紙2：移転手続きに使用する様式集 別紙 <u>2</u> －1 町営住宅入居申込書（町様式第1号） 別紙 <u>2</u> －2 収入申告書（町様式第7号） 別紙 <u>2</u> －3 入居指定日通知書（町様式第6号） 別紙 <u>2</u> －4 町営住宅入居決定通知書（町様式第2号） 別紙 <u>2</u> －5 誓約書（町様式第3号） 別紙 <u>2</u> －6 家賃通知書（町様式第8号）
1	第1 1（2）要求水準書（ <u>施設整備編</u> ）について	第1 1（2）要求水準書（ <u>入居者移転支援編</u> ）について
13	第3 2（6）地元企業の活用・地域経済の活性化 業務の実施にあたっては、地域に根ざした協力業者の積極的な起用や、 <u>超在住者</u> の雇用等により、地域経済の活性化に努めること。	第3 2（6）地元企業の活用・地域経済の活性化 業務の実施にあたっては、地域に根ざした協力業者の積極的な起用や、 <u>町在住者</u> の雇用等により、地域経済の活性化に努めること。